

～ 事業主の皆様へ～

雇用管理等に向けたアドバイス（第10号）

日頃からハローワーク村上をご利用いただき有難うございます。
この広報紙は、事業主の皆様が必要とする情報を発信することを目的に作成しています。
従業員の募集・雇用管理などの参考としていただければ幸いです。

ハローワーク村上 求人部門
(☎ 0254-53-4141)

① お仕事をお探しの方が応募したくなる求人とは？

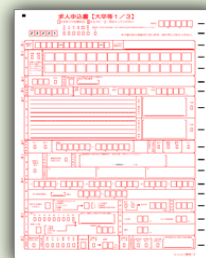
＜雇用統計情報 平成29年7月号(6月分内容)より抜粋。下表の数値は常用を用いています＞

	建築・土木 ・情報処理	保健医療 (医師除く)	商品販売	自動車運転	製品製造・ 加工処理	福祉関連	建設・土木・ 舗装作業	一般事務
有効求人	26	50	27	36	48	105	77	16
有効求職	11	10	47	21	27	35	27	102
求人倍率	<u>2.36</u>	<u>5.00</u>	0.57	<u>1.71</u>	<u>1.78</u>	<u>3.00</u>	<u>2.85</u>	0.16

お仕事を探される方は減少傾向で推移しており、当所管内の有効求人倍率も1.18倍（パートを含む全数）と1倍を超える状況が続いています。上記中において、求人倍率が1倍を上回る職種については求人数が求職者数を上回っており、人材確保が難しい職種と言えます。

このため、求人票の作成にあたりましては「**お仕事をお探しの方が応募したくなる求人（魅力がある＝分かりやすい求人）の作成**」に取り組むことも人材募集には必要です。特に未経験者に募集内容を理解してもらう視点で求人票作成に取り組んでいただくことがポイントです。

また、お仕事をお探しの方は正社員就職を希望する割合が高くなっていますので、ぜひ、正社員での募集について検討をお願いいたします。



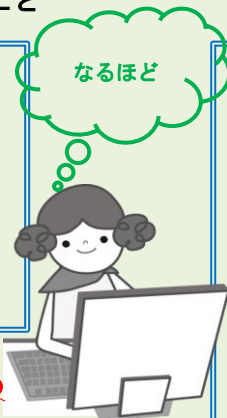
～今回は営業関係職種の求人票記入編です～

○お仕事をお探しの方が知りたいこと

教えて？

- ・どんな商品を取り扱いますか？
- ・訪問方法は？
- ・訪問先は？
- ・営業範囲は？
- ・ノルマは？

***お仕事をお探しの方からは、このような質問が多くなっています！**



○求職票の「仕事の内容欄」記入例

これでOK

当社は医療用機械を取り扱っており、個人の開業医を顧客としています。主に既存の顧客に対する営業が中心ですが、新規開拓もあります。
営業範囲は新潟県内のほか、近県（山形、長野、富山、石川）も対象です。営業車は貸与します。
ノルマはありません。慣れるまでは（6ヶ月～1年程度）先輩社員が同行しますので、未経験者も安心してください。

② アクセス 2018・就職ガイダンスを開催しました

岩船郡村上市雇用対策協議会（会長 齋藤研）では、7月12日に来春高校卒業生を対象とした求人企業説明会（アクセス 2018・就職ガイダンス）を開催しました。

本ガイダンスは、就職を希望する高校生に対して「求人票の理解促進及び求人票だけでは伝えることのできない魅力の発信」を目的として開催しており、事業所は30社、生徒は新潟地域の高校生生徒も含め115人の参加がありました。



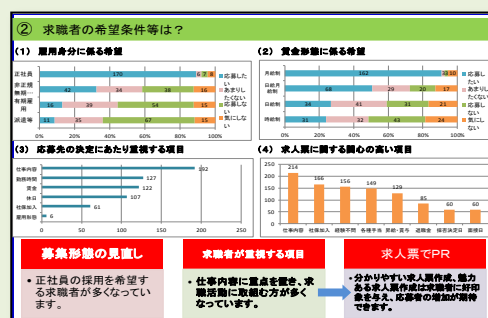
当日は時折雨の降るあいにくの天候ではありましたが、参加生徒からは「求人票ではわからない情報を得ることができた」「企業の魅力を知ることができた」など、応募先を決定するにあたり有益なガイダンスとなりました。9月16日から高校生の採用選考がスタートします。将来の企業運営を担う人材確保のため、また、村上地域の活性化のため、将来性豊かな高校生の積極的な採用をお願いいたします。

③ より良い雇用管理の取組に向けた説明会を開催しました

6月22日、村上電気工事協同組合の会員事業所向けに「より良い雇用管理に向けて」と題した説明会を開催しました。全国的に雇用情勢は改善しており、村上地域においても求人倍率が1倍を超える状況が続いているなど事業所では人材確保が喫緊の課題となっています。このような状況を踏まえ説明会では、人材確保に必要な取組、魅力ある求人票の作成、従業員の職場定着に向けた効果的な取組み等を内容とさせていただきました。

また第2部では、社会保険労務士による労務管理や助成金に関する説明が行われました。

ハローワークでは、関係機関と連携した事業所支援に取り組んでおりますので、些細なことでもご相談をお願いいたします。



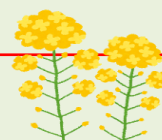
④ 生産性向上人材育成支援センターのご案内

平成29年4月、独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構が運営する全国のポリテクセンター、ポリテクカレッジ等に、中小企業等の生産性向上に向けた人材育成を支援することを目的とした「生産性向上人材育成支援センター」が開設されました。

センターでは、ものづくり分野を中心とした企業の課題やニーズに対応した訓練（能力開発セミナー）、生産性向上に関する課題やニーズに対応した訓練（生産性向上支援訓練）等により支援をしています。特に生産性向上支援訓練とは、企業の生産性向上に必要な生産管理、品質管理、原価管理、物流、マーケティング等に関する知識やスキルを習得するための訓練であり、自社の会議室での実施やポリテクセンター等の外部の研修施設の利用など、事業所の要望に応じた対応が可能となっています。詳しくは下記にお問い合わせください。

ポリテクセンター新潟（生産性向上人材育成支援センター）

新潟県長岡市住吉3丁目1番1号 / 電話：0258-33-2455



⑤ 御社の「働き方」を点検してみませんか？

～ 従業員の職場定着のために、人材確保に向けたアピールのために ～

新潟労働局の取組のご案内

「働き方改革」の概要と取組について

新潟労働局

本格的な人口減少社会の中、若者、女性、高齢者、障害者等すべての働く人が、意欲と能力を十分発揮し、働きがい、生きがいを持って、十分に活躍できる職場環境を構築しつつ、人材の確保と定着を促進し、生産性を高め、持続的な経済成長を維持することは、喫緊の課題です。

新潟労働局では、関係機関・団体と連携し、新潟で働いて良かったと実感できる社会の実現を目指すため、「働き方改革」を強力に推進しています。

平成29年3月28日、政府の「働き方改革実現会議」において、「働き方改革実行計画」が決定されました。

「働き方改革実行計画」(抄)

- 働く人の視点に立った働き方改革の意義
- 同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善
- 賃金引上げと労働生産性向上
- 罰則付き時間外労働の上限規制の導入など長時間労働の是正
- 柔軟な働き方がしやすい環境整備
- 女性・若者の人材育成など活躍しやすい環境整備
- 病気の治療と仕事の両立
- 子育て・介護等と仕事の両立、障害者の就労
- 雇用吸収力、付加価値の高い産業への転職・再就職支援
- 誰にでもチャンスのある教育環境の整備
- 高齢者の就業促進
- 外国人材の受け入れ
- 10年先の未来を見据えたロードマップ

新潟労働局の「働き方改革」の推進に向けた主な取組事項

- 時間外労働の削減、有給休暇取得促進などの職場環境の整備
- 非正規雇用労働者の正社員転換、処遇改善
- 女性の活躍推進
- ワーク・ライフ・バランス実現に向けた気運の醸成
- 人材の確保と定着
- 若者の活躍推進
- 高齢者の雇用促進
- 障害者の雇用促進
- 人材の育成



新潟労働局における時間外労働の削減、有給休暇取得促進など労働時間等の設定改善に係る主な施策

①働き方・休み方改善コンサルタント
事業場の希望により専門家が「労働時間等見直しガイドライン」などを活用した助言、個別相談、研修会等を無料で行っています。

②働き方・休み方改善ポータルサイト(厚生労働省ホームページ)
先進企業の取組事例の検索、企業・社員向けの診断等ができます。



< 企業における働き方・休み方改善の取組メニュー例 >

○時間外労働の削減に向けて

- ・長時間労働の抑制について、経営トップがメッセージを発信
- ・「ノー残業デー」「ノー残業ウィーク」の設定とその徹底
- ・「朝型勤務」の導入
- ・管理職自らによる「ノー残業デー」「朝型勤務」の実施
- ・管理職による部下の労働時間の管理、「ノー残業デー」等の定時退社の徹底
- ・部下の長時間労働抑制に向けた管理職の人事評価の導入
- ・長時間労働抑制に関する管理職向け教育の実施
- ・長時間労働の抑制に関する労使の話し合いの機会の設定
- ・業務計画、要員計画、業務内容の見直し
- ・長時間労働の抑制を目的とした取引先との関係見直し

新潟県における「働き方改革」の指標(労働時間関係)

年間総労働時間(事業規模5人以上)の推移

新潟県は全国に比して、所定労働時間が長く、その結果総労働時間も長くなっています。

(単位:時間)

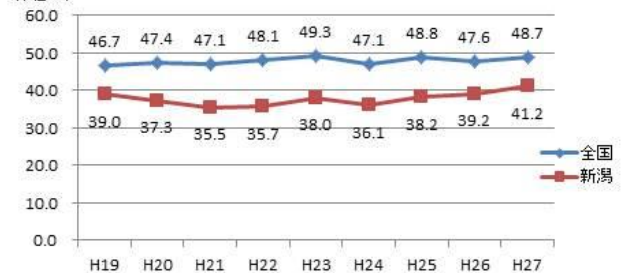
	総労働時間		所定内労働時間		所定外労働時間	
	新潟県	全国	格差	新潟県	全国	格差
平成21年	1,795	1,733	62	1,694	1,622	72
平成22年	1,812	1,754	58	1,699	1,634	65
平成23年	1,820	1,747	73	1,708	1,627	81
平成24年	1,840	1,765	74	1,720	1,640	79
平成25年	1,802	1,746	56	1,685	1,619	66
平成26年	1,807	1,741	66	1,684	1,609	74
平成27年	1,818	1,734	84	1,690	1,602	88
平成28年	1,810	1,724	86	1,686	1,595	91

資料出所:厚生労働省「毎月勤労統計調査」

一般労働者の年次有給休暇の取得状況の推移

新潟県の有給休暇取得率は、全国平均を下回っています。

(単位:%)



資料出所:全国「厚生労働省・就労条件総合調査」(規模30人以上)
新潟県「新潟県賃金労働時間調査等実態調査」(規模10人以上)

○年次有給休暇の取得促進に向けて

- ・年次有給休暇の取得促進について、経営トップがメッセージを発信
- ・毎月1日、年休取得の徹底
- ・年に4回(年末年始、GW、お盆、秋の連休)連続1週間の休暇取得
- ・年次有給休暇の計画的付与制度の導入
- ・管理職自らによる年休取得(月1回、年数回の連続1週間休暇等)の徹底
- ・管理職による部下の年休取得の管理
- ・部下の休暇取得に積極的な管理職を評価する人事評価の仕組の導入
- ・年次有給休暇取得促進に関する労使の話し合いの機会の設定
- ・年次有給休暇残日数を社員各自に通知
- ・休暇・休業時の業務フォローアップ体制の構築

働き方改革への取組に係る主な助成金制度の御紹介

○時間外労働の削減、年次有給休暇の取得促進等への支援

- ・職場意識改善助成金

○最低賃金・賃金引上げに向けた労働生産性向上等のための支援

- ・業務改善助成金
- ・キャリアアップ助成金
- ・人事評価改善等助成金

問合せ先

新潟労働局 雇用環境・均等室
 ・「働き方改革」全般(窓口) ☎025-288-3511
 ・働き方・休み方改善コンサルタント、職場意識改善助成金、業務改善助成金 ☎025-288-3527
 新潟労働局 職業安定部職業対策課助成金センター
 ・キャリアアップ助成金、人事評価改善等助成金 ☎025-278-7181

平成30年4月1日から

障害者の法定雇用率が引き上げになります

障害者がごく普通に地域で暮らし、地域の一員として共に生活できる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

また併せて、下記の2点についてもご注意ください。よろしくお願いいたします。

① 対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の実業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

② 平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前^{*}に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。
(国等の機関も同様に0.1%引上げになります。)

※ 具体的な次回の引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。

※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。

(障害者雇用率)

